

原議保存期間	10年(令和8年3月31日まで)
有効期間	一種(令和8年3月31日まで)

警視庁交通部長
各道府県警察本部長
殿
(参考送付先)
警察大学校交通教養部長
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁交企発第67号、丁交指発第51号
丁運発第66号
令和8年3月27日
警察庁交通局交通企画課長
警察庁交通局交通指導課長
警察庁交通局運転免許課長

申請等における住民票の写し等の添付省略について（通達）

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「法」という。）第11条及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号。以下「令」という。）第5条の規定（別添参照）により、住民票の写し又は住民票記載事項証明書（以下「住民票の写し等」という。）の添付が法令上規定されている申請等（申請、届出その他の法令の規定に基づき行政機関等に対して行われる通知をいう。以下同じ。）のうち、確認すべき事項に係る情報を個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の提示又はカード代替電磁的記録（同法第2条第8項に規定するカード代替電磁的記録をいう。以下同じ。）の行政機関等への送信を受けることで入手又は参照できるものについては、当該法令の規定にかかわらず、住民票の写し等の添付を要しないこととされていることを踏まえ、申請等については、下記のとおり対応されたい。

記

1 対象となる手続

- 遠隔操作による通行の届出
(道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第5条の4第3項第1号)
- 運転禁止標章の除去の申請
(道路交通法施行規則第9条の16第1号)
- 運転免許証の記載事項の変更の届出（変更事項が氏名の場合に限る。）
(道路交通法施行規則第20条第2項第2号)

- ・ 運転免許取得者等教育の認定の申請
(運転免許取得者等教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号)第5条第2項第1号)
- ・ 運転免許取得者等検査の認定の申請
(運転免許取得者等検査の認定に関する規則(令和4年国家公安委員会規則第8号)第6条第2項第1号)
- ・ 自動車運転代行業の認定の申請(選任した安全運転管理者に係る住民票の写しに限る。)及び自動車運転代行業における安全運転管理者の変更の届出
(国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則(平成14年国家公安委員会規則第11号)第5条第2項第1号イ)
- ・ 自動車運転代行業の認定の申請(選任した副安全運転管理者に係る住民票の写しに限る。)及び自動車運転代行業における副安全運転管理者の変更の届出
(国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第5条第2項第2号イ)

2 具体的対応

1の手続に当たって申請等を行う者から、住民票の写し等の添付に代えて個人番号カードの提示がなされた場合には、当該個人番号カードによって本人確認を行い、住民票の写し等の添付を求めないこととすること。

また、申請等を受け付ける警察署等において、カード代替電磁的記録の送信を受け付け、当該電磁的記録が当該送信を行った者のものであることを確認できる資機材が使用できる場合は、カード代替電磁的記録の送信がなされた場合についても同様とする。

3 留意事項

1の手続以外の手続については、個人番号カードの提示又はカード代替電磁的記録の送信は、住民票の写しの添付の代わりとならないことに注意すること。

また、条例等において添付することが規定されている住民票の写し等の添付の省略については、条例等に定めるところにより行うこと。

4 その他

(1) 警察行政オンライン化システムを使用した申請等について

警察行政手続オンライン化システムにより申請等が行われる場合の住民票の写し等の省略については「警察行政オンライン化システムを使用した道路交通法等関係手続の運用上の留意事項について（通達）」（令和7年12月11日付け警察庁丁交企発第306号ほか）により示達したとおりである。

(2) 住民票の写し等以外の書面等について

住民票の写し等以外の書面等の添付の省略についても法11条及び令第5条に規定されているところ、申請等を受け付ける警察署等において、情報システムを使用して照会することにより、確認すべき事項を入手又は参照できない場合には、令第5条の表下欄に掲げる措置は、当該書類の添付の代わりとならないことに注意すること。